



# 宮 崎 県 公 報

令 和 7 年 9 月 1 日 (月 曜 日) 第 642 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1
  - 指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 1
  - 公有水面埋立ての竣功認可…………… (漁業管理課) 1
  - 公金の収納に関する事務の委託…………… (建築住宅課) 2
- ### 公 告
- 保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 2

頁

- 砂利採取業務主任者試験の実施…………… (企業振興課) 2
  - 土地改良区の役員の退任の届出…………… (団体指導検査課) 3
- ### 企業局企業管理規程
- 企業局文書公印規程の一部を改正する企業管理規程…………… 3
- ### 公安委員会公告
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 4
- ### 労働委員会告示
- 宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、関階等の公示…………… 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 544号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和7年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び 施術所の名称	所在地	指定年月日
水谷 葉月 訪問マッサージハ ートナー日向	日向市上町1丁目47番 地	令和7年7月16日

### 宮崎県告示第 545号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
なないろ薬局延岡安賀多 店	延岡市	薬局	令和7年 9月1日
訪問看護ステーション 虹Life	小林市	訪問看護	令和7年 9月1日

### 宮崎県告示第 546号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

なお、公有水面埋立ての竣功認可 (令和7年宮崎県告示第 468号) は、廃止する。

令和7年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 竣功認可年月日  
令和7年9月1日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
宮崎県  
宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県知事 河野俊嗣
- 3 埋立区域

- (1) 位置  
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末字下納屋地先公有水面
- (2) 区域  
別表1の各地点のうち、GG1点からGG3点までを順次に結んだ線における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置		
GG1点	北緯32度28分18秒 16549、東経 131度39分26秒 784 45		
GG4点	GG1点から	180度11分56秒	152.99mの地点
GG6点	GG4点から	276度57分26秒	5.69mの地点
S3点	GG6点から	263度04分00秒	16.48mの地点
S2点	S3点から	90度19分56秒	0.45mの地点
S1点	S2点から	269度43分04秒	30.00mの地点
G47点	S1点から	270度16分56秒	0.45mの地点
GG3点	G47点から	89度37分52秒	105.81mの地点

- (3) 面積  
872.06㎡

- 4 埋立ての免許の年月日及び番号  
令和2年7月17日  
シレイ 26755-1180
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名  
門川町

宮崎県告示第 547号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和7年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会	宮崎県宮崎市潮見町20番地1

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等  
宮崎県営住宅（宮崎土木事務所、日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所及び高鍋土木事務所管内）の住宅使用料及び駐車場使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和7年8月7日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和7年8月7日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間  
令和7年8月7日から令和10年3月31日まで

公 告

保安林の令和7年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

令和7年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	707.84
北川	土砂流出防備保安林	94.62
北川	干害防備保安林	1.84
北川	魚つき保安林	0.76
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,594.89
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	179.59
五ヶ瀬川	干害防備保安林	14.75
五ヶ瀬川	魚つき保安林	2.03
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	918.82
五十鈴川	土砂流出防備保安林	7.47
五十鈴川	干害防備保安林	21.61

五十鈴川	保健保安林	0.22
耳川	水源かん養保安林	2,041.93
耳川	土砂流出防備保安林	99.88
耳川	干害防備保安林	1.40
小丸川上流	水源かん養保安林	237.53
小丸川上流	土砂流出防備保安林	27.63
小丸川上流	干害防備保安林	0.06
一ッ瀬川	水源かん養保安林	2,848.39
一ッ瀬川	土砂流出防備保安林	108.60
一ッ瀬川	干害防備保安林	4.30
一ッ瀬川	保健保安林	3.58
小丸川下流	水源かん養保安林	959.06
小丸川下流	土砂流出防備保安林	29.76
小丸川下流	干害防備保安林	2.68
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	736.01
川内川上流	土砂流出防備保安林	59.09
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	12.49
大淀川本流	水源かん養保安林	1,408.33
大淀川本流	土砂流出防備保安林	179.72
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.68
大淀川本流	干害防備保安林	10.79
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,710.13
本庄川	土砂流出防備保安林	11.56
本庄川	防風保安林	0.12
本庄川	干害防備保安林	2.74
本庄川	保健保安林	7.32
大淀川中流	水源かん養保安林	1,352.87
大淀川中流	土砂流出防備保安林	73.21
大淀川中流	干害防備保安林	2.80
広渡川	水源かん養保安林	1,407.33
広渡川	土砂流出防備保安林	175.76
広渡川	干害防備保安林	1.79
広渡川	保健保安林	0.28
福島川	水源かん養保安林	452.80
福島川	土砂流出防備保安林	22.13
福島川	干害防備保安林	5.58

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和7年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和7年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の日時  
令和7年11月14日（金曜日）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所  
宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県庁防災庁舎 防56号室
- 3 受験願書の受付期間  
令和7年9月16日（火曜日）から10月10日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分

分まで。

なお、郵送の場合は、令和7年10月10日付けの消印のあるものまで有効とする。

4 受験願書の提出先

宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県商工観光労働部企業振興課

5 受験願書の提出方法

郵送又は持参

6 受験手数料

8,100円 (宮崎県収入証紙により納付すること。)

7 その他

- ・受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配付する。

郵送を希望する場合は、返信用封筒 (21センチ5ミリ×30センチ以上) に切手を貼り、宛先明記の上請求すること。

なお、県ホームページからダウンロードすることもできる。  
・詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課 (電話0985-26-7095) に問い合わせること。

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第18項の規定により、沖水川筋土地改良区 (都城市) の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和7年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	白 浜 敏 雄	都城市郡元4丁目17番地9

企業局企業管理規程

企業局文書公印規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和7年9月1日

宮崎県企業局長 松 浦 直 康

宮崎県企業局企業管理規程第6号

企業局文書公印規程の一部を改正する企業管理規程

企業局文書公印規程 (平成3年宮崎県企業局企業管理規程第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(公印の使用)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の審査に当たっては、おおむね次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>起案年月日が記載され、決裁印が押されているか。</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(公印の印影の印刷)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第1号 (第7条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>職 氏 名 印</td></tr> </table> <p>様式第2号 (第8条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>職 氏 名 印</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第3号 (第10条関係)</p> <p>[略]</p>	[略]	[略]	職 氏 名 印	[略]	[略]	職 氏 名 印	<p>(公印の使用)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の審査に当たっては、おおむね次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>起案年月日及び決裁年月日が記載されているか。</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(公印の印影の印刷)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 第10条の規定は、印影の印刷に係る事故について準用する。この場合において、同条中「公印管守者」とあるのは、「第12条第2項の規定により公印管守者の承認を受けた者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>様式第1号 (第7条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>職 氏 名</td></tr> </table> <p>様式第2号 (第8条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>職 氏 名</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第3号 (第10条関係)</p> <p>[略]</p>	[略]	[略]	職 氏 名	[略]	[略]	職 氏 名
[略]													
[略]													
職 氏 名 印													
[略]													
[略]													
職 氏 名 印													
[略]													
[略]													
職 氏 名													
[略]													
[略]													
職 氏 名													

公印管守者名	公印管守者名
[略]	[略]
[略]	[略]
様式第 4 号 (第11条、第12条関係)	様式第 4 号 (第11条、第12条関係)
[略]	[略]
課 長	課 長
[略]	[略]
[略]	[略]
(注) 1 正副 2 通提出すること。	(注) 公印の事前押印 (印影印刷) をする文書案を添付する。
2 承認の場合は、副本に承認印を押して交付する。	
様式第 6 号 (第13条関係)	様式第 6 号 (第13条関係)
[略]	[略]
課 長	課 長
[略]	[略]
[略]	[略]
	(注) 押印する文書案を添付する。

附 則

(施行期日)

- この企業管理規程は、公表の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の企業局文書公印規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第12号

警備業法 (昭和47年法律第 117号) 第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 7 年 9 月 1 日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	1号警備業務	令和7年11月11日 (火) から11月14日 (金) まで	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者
- 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1 年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該

警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者

- 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1 年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
1号警備業務 (追加取得講習)	令和7年9月29日 (月) から10月10日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書 (受講申込者の写真 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの) を貼り付けたもの)

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

ア 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	1号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。
- この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第2号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

令和7年9月1日

宮崎県労働委員会会長 山 崎 真一朗

あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

(令和7年8月21日現在)

氏 名	現職(又は閥歴)
山 崎 真 一 朗	労働委員会公益委員 弁護士
中 田 哲 朗	労働委員会公益委員 (宮崎県農政水産部長)

金 丸 憲 史	労働委員会公益委員 特定社会保険労務士
山 口 弥 生	労働委員会公益委員 弁護士
八重尾 龍	労働委員会公益委員 弁護士
中 川 育 江	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問
吉 岡 英 明	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
武 井 大 幸	労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長
高 橋 章 治	労働委員会労働者委員 宮崎交通労働組合 執行委員長
坂 元 義 孝	労働委員会労働者委員 宮崎県電力関連産業労働組合総連合 会長
見 戸 康 人	労働委員会使用者委員 (宮崎中央農業協同組合 監事)
河 野 洋 一	労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事
関 本 泰 三	労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長
税 田 倫 子	労働委員会使用者委員 株式会社グローバル・クリーン 専務取締役
矢 野 幸 男	労働委員会使用者委員 宮崎ガス株式会社 常務取締役
渡 邊 世 津 子	労働委員会事務局長
米 村 文 明	労働委員会事務局調整審査課長
川 崎 康 介	労働委員会事務局調整審査課課長補佐

--	--